

京都府指定NPO法人スリーピース・居宅介護従業者養成研修 重度訪問介護従業者課程（基礎課程＋追加課程）実施要綱

特定非営利活動法人スリーピースの公益事業、「居宅介護従業者養成研修事業」の一環として実施予定の研修課程の要綱を、以下に示します。

1. 研修課程名称

「NPO法人スリーピース居宅介護従業者養成研修事業2020年度重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程＋追加課程）」（京都府知事指定令和元[2019]年10月15日「元障第1442号」研修）（以下、この研修）とします。

2. 事業実施主体、及び事業実施の目的

特定非営利活動法人スリーピース（以下、「当法人」）が主体となり、地域で生活する障害のある方を支える居宅介護従業者の養成を目的に事業を実施致します。

3. 開講課程

「障害者自立支援法」及び『指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの』（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条3項に基づく、重度訪問介護従業者養成研修の「基礎課程」（10時間）及び「追加課程」（10時間）の併修課程を開講いたします。

尚、この研修の修了後は、「障害者自立支援法」に基づく居宅介護従業者として、障害程度区分3～6で全身性障害のある方への「重度訪問介護」、及び各市町村が実施する全身性障害のある方への「移動支援事業」の従業者としてご活躍いただけます。

4. 受講資格

障害のある方の地域での生活支援に対して熱意があり、原則として、指定重度訪問介護事業所においてヘルパーとして従業を希望される、15歳以上の方とします。

5. 実施期日

学科研修は2020年2月15日(土)、2月16日(日)、実習を2月15日(土)午後（移動実習）及び、2月17日(月)～3月14日(土)迄の間においての任意の1日（生活支援介護実技実習）の合計3日間(20時間)開講いたします。

6. 定員受講定員は概ね2名から19名程度(最大20名)とします。

7. 受講費用

受講費用総額は、（一般）15,000円,（学生）10,000円といたします。

なお、この費用には、講義・演習時に使用する資料などの教材費、実習費、賠償責任保険料等すべて含まれています。（演習時の移動にかかる交通費は実費負担願います）

8. 研修カリキュラム…別紙に示します。

9. 講師氏名一覧

以下の講師が、科目毎に分担しながら実施するものといたします。

◎研修講師

- ・立岩 真也（立命館大学大学院／教授）
- ・西田 美紀（京都光華女子大学／助教・看護師）
- ・白杉 真（自立生活センタースリーピース／社会福祉士）
- ・田中 結子（居宅介護事業所ゆに／社会福祉士・介護福祉士）
- ・窪崎 泰紀（居宅介護事業所ゆに／管理者）
- ・長谷川 唯（立命館大学生存学研究センター）
- ・澤田 恵介（ヘルプセンタースリーピース／介護福祉士）
- ・久門 紀子（居宅介護事業所ゆに／訪問介護員）

10. 研修会場

基本的には、「ひと・まち交流館京都」第3会議室（京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1）及び、「キャンパスプラザ京都」第2会議室（京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939）を中心に実施します。

11. 研修修了の認定方法および修了証の発行について

全科目受講修了が、要件となりますのでご注意ください。研修修了者には「修了証」が交付され、前述のように「障害者自立支援法」に基づく、重度訪問介護従業者や、全身性障害者への移動支援従事者等としての業務に携ることが可能となります。

尚、この研修の修了者は、京都府が管理する修了者名簿に記載されることをご了解願います。

☆「修了証」交付には、京都府との事務手続き上、研修参加者全員が研修事業を終了してから、概ね1ヶ月程度必要です。その旨ご了承下さい。尚、研修修了日には「修了見込証明書」を発行致します。

12. 参加申し込みの方法について

当法人に、原則Eメール（ threepeace_kyoto@yahoo.co.jp ）にて、件名に「（氏名）

重訪研修申込み」と記載の上、以下の①～⑨の事項を、必ず明記の上、2月10日(月)までに、下記にお申し込みください。

- ① 氏名／②性別／③自宅住所／④連絡のつく電話番号／⑤FAX番号(あれば)
- ⑥Eメールアドレス(携帯アドレスの場合、パソコンからの受信可能な設定を願います)
- ⑦生年月日／⑧所属事業所名／⑨学校名

なお、受講は原則、当事業所への登録希望のある方を優先に、先着順とさせていただきます。

受講希望をされる方が多くいらっしゃる場合は、申し込みの遅かった方や、当事業所への登録希望の無い方については、締め切り以前の段階でも、受講をお断りさせていただく場合もございます。あらかじめご了承くださいませ。

13. 受講決定及び受講可否の通知

受講申込者数が最小催行人数を超えた場合、原則として申込先着順に「受講決定」とします。受講可否については、2020年2月11日(火)までに、受講申込者全員にメールで通知します。

14. 受講料の納付

「受講決定」となった方には、受講決定の通知から1週間以内(研修初日まで1週間を切った後に受講決定となった場合は、2020年2月14日(金)正午まで)に、別途通知する金融機関口座への振込にて受講料を納付していただきます(振込手数料は受講申込者負担)。

*期日までに受講料が納付されない場合は受講決定を取り消す場合があります。

15. キャンセル及び受講料の払い戻しについて

- ①原則として受講申込後のキャンセルはできません。
- ②納付された受講料は、理由の如何を問わず一切返金しません。但し、本研修が成立しなかった場合を除きます。

16. 留意事項

- ①主催者から受講申込者への連絡は原則としてメールで行います。メールは必ず定期的に確認し、返信を求めた場合は速やかに返信してください。
- ②受講に際して宿泊が必要な場合は、ご自身で手配してください。宿泊費は受講者の負担となります。
- ③研修会場までの交通費、研修中の食費は受講者の負担となります。
- ④主催者や講師の指示に従わない、他者に危害を加える、研修場所の業務を妨害する等、受講態度が著しく不適切な方については、受講を中止していただくことがあります。
- ⑤受講申込時にご入力いただく個人情報、別途同意いただいた場合を除き、もっぱら本研修の実施に必要な範囲で使用いたします。なお、本研修を修了した方の個人情報(氏名、フリガナ、生年月日、性別)については、京都府が管理する修了者名簿に登載されます。

<お問い合わせ先>

特定非営利活動法人スリーピース(研修担当:白杉)

〒606 - 8365 京都市左京区新富小路通仁王門下る讚州寺町223
ルシエル三条大橋106号

ファックス：(075)275-8736 電話：(075)751-2711

Eメール：threepeace_kyoto@yahoo.co.jp